

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 22 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 6 月 11 日（水）			
出席者	午前 11 時 00 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 16 号	ポスター掲示場設置場所の告示について		決定
	議案 第 17 号	東京都議選会議員選挙における投・開票所秩序保持方針について		決定
	報告事項 22 - 1	選挙人名簿抄本等閲覧状況		了承
	報告事項 22 - 2	東京都議選会議員選挙及び参議院議員選挙ポスター掲示場への落書き被害について		了承
	報告事項 22 - 3	東京都議会議員選挙事前審査終了者の報告について		了承
	報告事項 22 - 4	立候補届出受付事務の概要について		了承
	その他			—
委員長	これから令和 7 年第 22 回の定例会を開催します。			
	＜ポスター掲示場設置場所の告示について＞			
委員長	議案第 16 号について事務局から説明をお願いします。			
局長	ポスター掲示場設置場所の告示について説明します。議案第 16 号をご覧ください。都議会議員選挙について、公職選挙法第 144 条の 2 第 8 項及び東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の規定に基づき設置したため、そのポスター掲示場の設置場所について告示するものです。告示文は別紙の告示第 3 号のとおりです。ポスター掲示場の設置総数は 529 か所です。設置場所に対し、第 1 投票区の 1 か所目は 1-1 という形で設置番号を付番し管理しています。説明は以上です。			
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。			
委員長 職務代理	都心部では高層ビル化で狭い敷地の中で人口が密集しポスター掲示場の設置場所が 20m も離れていないところにあったり、山間部では逆に誰も見る人がいないところに設置されていたりなどの問題が発生しているようですが、杉並区ではどうですか。			

局長	杉並区でも、大規模マンションを一つの投票区として指定している第 67 投票区があり、選挙人名簿登録者数に対し、設置が必要なポスター掲示場は 7 か所ですけれども、狭い敷地内で法定数を設置するのは困難なため、都選管と協議し 2 か所に減らす対応をとっています。
小井委員	設置場所として、民地と書いてあるのは、普通のお宅のことなのですか。
主査	個人の敷地を借りて設置しています。
委員長	皆様、他に質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜東京都議選会議員選挙における投・開票所秩序保持方針について＞
委員長	議案第 17 号について事務局から説明をお願いします。
局長	東京都議選会議員選挙における投開票所秩序保持方針について説明します。議案第 17 号をご覧ください。今回の都議会議員選挙における杉並区の投開票所秩序保持について方針を定めるものです。根拠法令は記載のとおりです。投開票所秩序保持方針では、全体に関する事項、選挙人に関する事項、選挙立会人に関する事項、開票参観人に関する事項、秩序保持のための処分等について、根拠法令の規定に基づき、具体的な内容を落とし込んでいます。説明は以上です。
島田委員	選挙立会人に関する事項で、携帯電話の使用は禁止するとあるが、会場の外に出て使用することはこれまでどおり可と考えてよいですか。
小井委員	使用禁止というのは、会場内で電話をしてはいけないということなのか、画面を見ている程度ならよいということですか。
局長	趣旨としては、会場内で電話やメール等で外部との連絡は差し控えてほしいというもので、会場の外に出て使用することを禁止するものではありません。
小井委員	選挙立会人に関する事項の票の点検についてですが、投票用紙を束ねてある輪ゴムを外して点検している方がいましたが、どの程度時間をかけてもよいものですか。
局長	輪ゴムを外して 1 枚 1 枚点検となると時間がかかってしまいますので、輪ゴムは外さずにパラパラと見てもらう程度と考えています。
委員長	他に質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜選挙人名簿抄本等閲覧状況＞
委員長	報告事項 22 - 1 について事務局から説明をお願いします。
局長	報告 22 - 1 の資料をご覧ください。こちらは、令和 7 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの選挙人名簿抄本等閲覧状況です。27 件の申請があり、政治活動等が 25 件、世論調査が 2 件ありました。閲覧の件数は政治活動等が 14,596 件、世論調査が 67 件となっています。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、報告事項 22 - 1 について了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
	＜東京都議選会議員選挙及び参議院議員選挙ポスター掲示場への落書き被害について＞
委員長	報告事項 22 - 2 について事務局から説明をお願いします。
局長	報告 22 - 2 の資料をご覧ください。こちらは、都議会議員選挙及び参議院

	議員選挙のポスター掲示場に落書きをされたという報告事案となります。発生日時は、6月6日午前9時45分頃でした。場所は、JR高円寺駅北口広場です。午前10時頃、杉並警察署から選挙管理委員会事務局に連絡が入った内容が、ポスター掲示場に落書きをしている者がいるとの110番通報により、現場に行ったところ、落書きをしている者がおり、現行犯逮捕したというものでした。我々も現場に急行し、ポスター掲示場の落書き被害を確認するとともに、警察の実況見分に立会い、被害届を提出しました。翌7日には、落書きされた盤面を取り外し、新しい盤面を取り付けて原状回復を行ったところでした。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
島田委員	損害賠償請求はするのですか。
局長	ポスター掲示場設置の契約の仕様書の中で、設置したポスター掲示場に毀損や汚損があった場合には原状回復することとしており、当初の契約金額の範囲内で新たに区の負担が発生するものではないため、損害賠償請求をする予定はありません。
委員長 職務代理	まだ1か所だから業者も契約の範囲内で対応できるが、極端な話、50か所落書きされ原状回復となったら、業者も想定外で損害賠償してもらわないと困るのではありませんか。
島田委員	設置している業者が、民事で損害賠償請求することはできるのでしょうか。
局長	参議院議員選挙が終わるまでは契約履行中のため、ポスター掲示場の所有権が区にあるのか、業者にあるのかという法解釈的なところはありますが、実質的な被害を受けている業者が損害賠償請求できる可能性は高いと思われます。
委員長	他に質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、報告事項22-2について了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
	＜東京都議会議員選挙事前審査終了者の報告について＞
委員長	報告事項22-3について事務局から説明をお願いします。
局長	報告22-3の資料をご覧ください。5月19日から6月10日までの事前審査終了者の件数は17件です。別紙として、事前審査終了者一覧を添付しています。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
島田委員	これでちょうど立候補予定者説明会に出席した17名の事前審査が終了したということですか。
選挙法規 担当係長	立候補予定者説明会に出席した17名のうち1名は、今回の立候補は見送る旨の連絡がありました。なお、説明会に参加できず、後日資料を取りに来た方が1名いましたので、現在区が把握している立候補予定者17名の事前審査が終了したこととなります。
委員長	他に質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、報告事項22-3について了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
	＜立候補届出受付事務の概要について＞
委員長	報告事項22-4について事務局から説明をお願いします。
局長	報告22-4の資料をご覧ください。こちらは、都議会議員選挙の立候補届出受付事務の概要を記したものです。受付日時は6月13日金曜日の午前8時30分から午後5時までで、仮受付を午前8時から開始します。受付場所は、

	区役所西棟 6 階第 5・第 6 会議室で行います。1 時間程度で仮受付した方の届出書類の受付は終了しますので、午前 10 時には会場規模を縮小し、選挙管理委員会室に受付場所を移設します。選挙長は小井委員、同職務代理者は今井委員長です。委員の皆様は、当日午前 7 時 45 分までに委員会室にお集まりください。午前 7 時 50 分になりましたら、第 5・第 6 会議室へ移動し、午前 10 時頃まで立候補届出受付の状況を見ていただきます。午後 5 時に届出受付が終了しますので、再度、委員会室にお集まりいただきまして、氏名等掲示及び選挙公報の掲載順序を定めるくじを行います。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
島田委員	資料では、午後 5 時から氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ、午後 6 時から選挙公報の掲載順序を定めるくじを行うとありますが、1 時間あいだを開ける必要はありますか。
局長	届出終了時刻直前に飛び込みで来る可能性もありますので、余裕を持った時間設定としています。
委員長	会場案内図の左側の椅子が置いてあるスペースは、報道機関用の席ですか。
局長	その通りです。
委員長	他に質問、ご意見等がありますか。無いようでしたら、報告事項 22 - 4 について了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
委員長	その他事務局から何かありますか。
局長	報告事項 22 - 3 東京都議会議員選挙事前審査終了者の報告の参考資料として、立候補予定者から提出された選挙公報の原稿を配布させていただきました。事務局で確認した中では、品位を損なう文言はありませんでした。
委員長	各委員の方でもチェックしていただければと思います。その他、事務局から何かありますか。
局長	今後の予定について確認します。次回の第 1 回臨時会は、6 月 12 日の木曜日午前 9 時開催です。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	質問はありますか。無いようでしたら、第 22 回の定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第 22 回定例会 令和 7 年 6 月 11 日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。